



希少種の生育・生息情報の取扱い について

令和8年3月

環境省自然環境局野生生物課



1. 第2回在り方検討会の振り返り

まとめ

希少種の生息/生育地保全のために、様々な生息地等の情報について、環境省が自ら調査するとともに、環境省以外が所有する情報もとりまとめ、情報共有を図っていく仕組みづくりが必要

【個別の御意見】

- ・生息地等の情報発信について、密漁・密猟は確かに非常に懸念される問題ではあるが、それを恐れて情報を隠してしまった結果、その場所が開発されているという事例はいくつも見られている。密漁・密猟と開発のどちらがより被害が大きいかを考えると、やはり開発で生息地・生育地が一気に失われてしまう方がより影響が大きい。慎重性は必要だが、一定程度の情報共有は必要である。その上で、情報が絶対漏れるという前提で、どこから漏れたかが分かるような制度設計が必要。
- ・絶滅危惧種だけは哺乳類も含めて分布情報をきっちり調査していく事業が必要。
- ・さまざまな研究者、専門家がすでに持っている情報を速やかに統合して抽出する仕組みが必要。

2. 現状

■ 1. レッドリスト・レッドデータブック作成に係る評価

- 環境省では、1989年以降、日本の絶滅のおそれのある種のリスト（＝「レッドリスト」）を作成・公表し、概ね5年ごとに見直し。現在「第5次レッドリスト」の評価作業中で、2026年2月時点での最新の環境省レッドリストにおける絶滅危惧種数は、動物で1,502種、植物・菌類で2,063種。
- レッドリストの作成においては、**評価に必要な各評価対象種の生息・生育状況等に関する情報については、原則として、既存の文献・資料や専門家の知見により収集**。必要に応じて現地調査の結果も用いている。その上で、評価対象種について1種ずつ分科会において評価を行い、カテゴリーの各ランクまたはランク外に位置づける。
- レッドリスト掲載種について、それぞれ分布・生態・主な減少要因等の基礎情報をとりまとめ、「レッドデータブック」を作成。種ごとに担当の専門家が執筆。

■ 2. 国内希少野生動植物種の選定

- 本邦における生息・生育状況が、人為の影響により存続に支障を来す事情が生じていると判断される種であって、**個体数や生息地等の状況等が一定の要件を満たすものを選定**し、指定。
- 現在、458種を指定。指定された種は、捕獲や殺傷、譲り渡し等が原則として禁止。

■ 3. 生息地等保護区の指定

- **個体の分布状況及び生態その他その個体の生息又は生育の状況を勘案**して、その国内希少野生動植物種の保存のため重要と認める区域を指定。
- 現在、7種を対象に計10地区（1,489ha）を指定・管理。

■ 4. 保護増殖事業の実施

- 国内希少野生動植物種の個体の繁殖の促進、その生息地又は生育地の整備その他の国内希少野生動植物種の保存を図るための事業。現在、79種・亜種について58計画を策定。
- **国・地方公共団体・民間団体等の幅広い主体によって推進し、事業実施に当たっては、対象種の個体の生息又は生育の状況のモニタリングと定期的な事業効果の評価を行う**こととしている。

各主体が連携して生息状況調査を実施している例：ライチョウ

● 環境省

- ・南アルプス白根三山及び仙丈岳、北アルプス乗鞍岳及び火打山のモニタリングを実施。
- ・中央アルプスにおける野生復帰事業効果検証のために生息状況調査を実施。

● 長野県

生息状況・生息環境調査をそれぞれ実施。

- ・北アルプス：爺ヶ岳～岩小屋沢岳（2007～）、常念山脈（2015）、御嶽山（2016）、白馬岳周辺（2017）
- ・南アルプス：南部 イザルガ岳～上河内岳（1997～）（静岡ライチョウ研究会と共同調査）

ライチョウ目撃情報を呼び掛けるチラシとポストを北アルプスの山小屋に配置（2011～2012）。

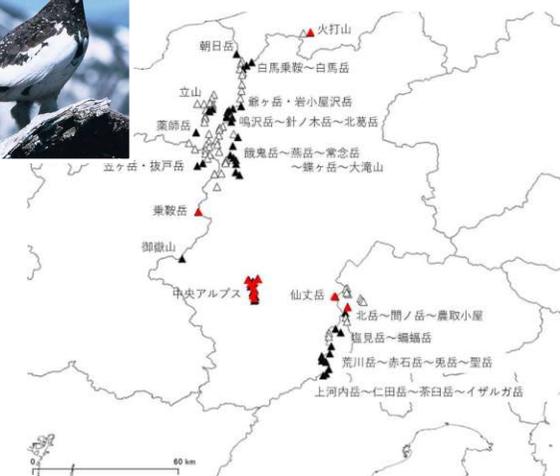
● 中部森林管理局

- ・中信森林管理署管内の上高地、白馬地区内において、ライチョウの発見数をカウント。

● 株式会社ヤママップ【環境省との協定締結事業】

『ライチョウモニター』

- ・2022年に株式会社ヤママップと環境省が登山者による投稿を活用した山岳生態系調査に関する協定を締結。YAMAPの活動日記に寄せられたライチョウの写真や情報を地図上にマッピングし、フィールド調査や分布状況の分析に活用する取組。



ライチョウの生息山岳と調査地域
(▲調査山岳△未調査山岳▲環境省モニタリング地域)



<https://yamap.com/magazine/35109>

■ 自然環境保全基礎調査

生態系・多分類群（植生、動植物分布、河川・湖沼、干潟、サンゴ礁など）を対象に、国土レベルの基礎情報と変化把握の基盤の整備を目的として実施。

【データ例】動植物分布：2次メッシュ等

■ モニタリングサイト1000

日本列島の多様な生態系について、全国にわたって1000ヶ所程度のモニタリングサイトを設置し、生物多様性に関する基礎的な情報の収集を長期にわたって継続して、日本の自然環境の質的、量的な変化を把握している。

【データ例】サイトごとの緯度経度・確認生物種等を含むExcelリスト等
（※調査による。詳細な緯度経度、絶滅危惧種等は非公開の場合が多い。）



■ 国立公園等の保護地域の指定・管理に係る各種調査

- ・国立公園における公園計画の点検のための景観要素や希少な動植物の生息状況等の調査
- ・自然環境保全地域における順応的管理のための野生動植物等の調査
- ・現場職員の巡視による希少種の生息状況の確認、外来植物防除の際の希少植物の記録 など

【データ例】特定の地域内で確認された生物種のリスト等（※各地域の指定・管理目的等に応じた方法で実施）

■ 市民参加・データ集約プラットフォームによる情報収集

- ・「いきものログ」（生物情報収集・提供システム）を活用したデータ収集 など

【データ例】緯度経度・生物種等を含むリスト等（※webの地図上で表示可能。希少種は2次メッシュより粗い精度で表示）

「生物多様性見える化システム」での 生物分布・生物種リストの公開

生物多様性見える化システム：
 生物多様性の現状や保全上重要な地域を可視化したマップを環境省が提供。

<https://www.biodiversitymap.env.go.jp/>

環境省の「いきものログ」に登録された生物情報データを利用し、**10km×10km（または20km×20km）メッシュ単位で、当該地で確認された生物リストを表示・出力**できる。

地域の守り・育てたい自然や、目標を見てみよう！

国際目標であるネイチャーポジティブ*の実現・30by30目標*の達成に向けては、地域の守り・育てたい自然を保全することが重要です。気になる地域を確認してみましょう。

*ネイチャーポジティブ 2030年までに自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること
 *30by30目標 2030年までに陸と海の30%以上を保全する目標



生物多様性情報を見る

保護地域、自然共生サイト、生物多様性保全上効果的な場所等を確認できます。

詳しく見る



自治体毎の保全状況・目標を見る

自治体における保全状況や、目標などを確認できます。

詳しく見る



生物分布・生物種リストを見る

いきものログのデータを利用し、生物分布を検索したり、地域の生物種リストを確認できます。

詳しく見る

生物分布・
生物種リスト
を見る

生物種目録表示

検索条件 選択機能では100km四方以内を目安に選択してください。

位置で検索 名称・日付で検索

活動市町村/10km×10kmメッシュ単位で確認された生物リストを確認する

位置の指定方法

都道府県

都道府県で検索

都道府県

メッシュ番号(6桁)で検索

緯度経度で区切られた区画について、2次メッシュ番号(6桁数値)を指定できます。

都道府県やメッシュ番号で絞り込み

メッシュを選択

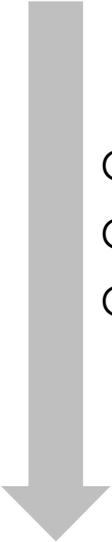
選択したメッシュの生物リストをテーブル表示

リストをCSV等で出力することも可能

学名	和名	標準和名	公開ステータス	1次メッシュ	20kmメッシュ	2次メッシュ	都道府県コード
Cybister brevis	クロゲンゴロウ	クロゲンゴロウ	1				23
Hestina assimilis shirakii	アカボシゴマダラ	アカボシゴマダラ奄美亜種	1				23
Chrysaora pacifica	アカクラゲ	アカクラゲ	1	5236	523606	523607	23
Ligia exotica	フナムシ	フナムシ	1	5237	523700	523711	23
Philyra pisum	マメコブシガニ	マメコブシガニ	1	5237	523700	523711	23
Ischnura asiatica	アジアイトトンボ	アジアイトトンボ	1	5236	523666	523667	23
Cerithium dialaecum	コオロギ	コオロギ	1	5236	523666	523667	23
Orthetrum albistylum soe...	シオカラトンボ	シオカラトンボ	1	5236	523666	523667	23

現状

希少種の生息・生育状況について、国、自治体、民間事業者・団体、研究者等がそれぞれ調査を実施

- 
- 各主体が調査した希少種の生育・生息情報を集約する包括的な枠組みがない
 - 様々な情報を精査して公開・提供する体制が整備されていない
 - 希少種の生息・生育情報の機密保持方針が必ずしも具体的に担保されおらず、情報提供者としては提供情報が予期せず開示等されることを懸念

環境省が把握している希少種の生息・生育情報は限定的。
そのため希少種の保全上、必要な指導・助言も限定的。

課題

<生息・生育地の開発> 開発主体が希少種の生息・生育情報を十分に把握できないため、意図せずして、その生息・生育地を開発してしまう。

<行政の指導・助言> 環境省及び自治体が希少種の生息・生育情報を詳細に把握できないため、その生息・生育地における開発計画に対して、適切な指導・助言ができない。

<効果的な施策の実施> 環境省及び自治体が希少種の生息・生育情報を詳細に把握できないため、保護増殖事業計画等の施策を検討する際に、詳細な実態を反映しにくい。

3. 今後の在り方（案）

希少種の生息・生育情報に関する望ましい在り方（案）

＜生息・生育地の開発＞

・開発主体が希少種の生息・生育情報※を把握し、開発計画の立案時に希少種の生息・生育地を回避することが可能。

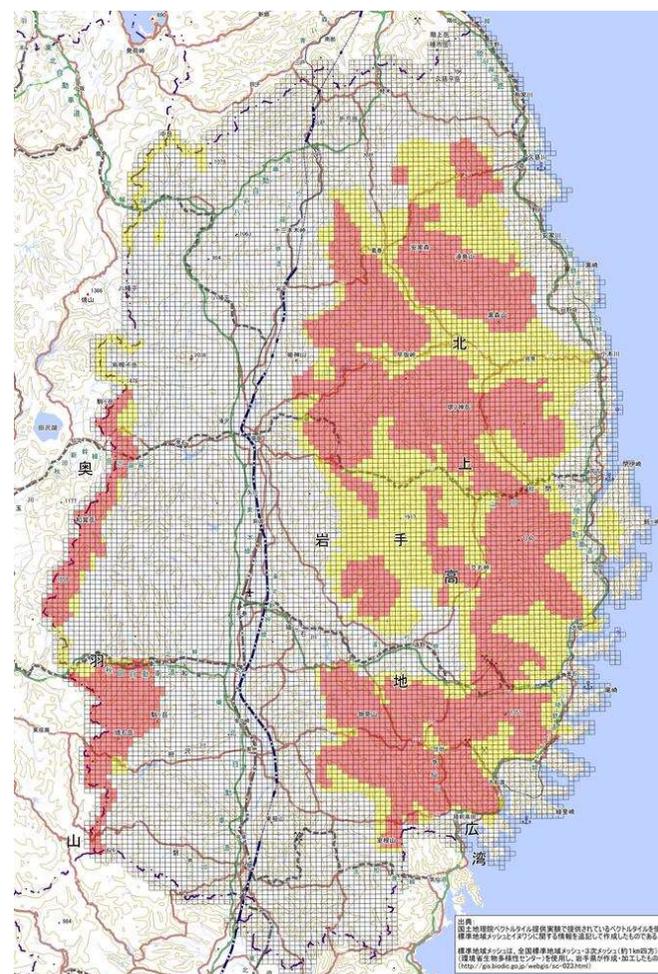
※公表情報例として右図参照

＜行政の指導・助言＞

・環境省及び自治体が把握している希少種の生息・生育情報をもとに、その生息・生育地における開発行為に対して適切な指導・助言を行うことが可能。

＜効果的な施策の実施＞

・環境省又は自治体が希少種の生息・生育状況をより詳細に把握し、レッドリスト策定、国内希少種指定、保護増殖事業計画策定等の施策を検討する際に、より詳細な実態を反映する。



イヌワシの生息地域のゾーニング

レッドゾーン：頻繁に利用される繁殖場所や高い頻度で飛来のある採餌場所など、**イヌワシの生息に特に重要な地域**

イエローゾーン：イヌワシの生息が定常的に見られる地域（繁殖場所、採餌場所を含む）を網羅した区域

その他のゾーン：レッドゾーン及びイエローゾーンには該当しないものの、イヌワシの一時的な滞在や通過が確認されている地域や十分に調査されていない地域を含むため、イヌワシが生息しないことを示す区域ではないことに注意が必要。

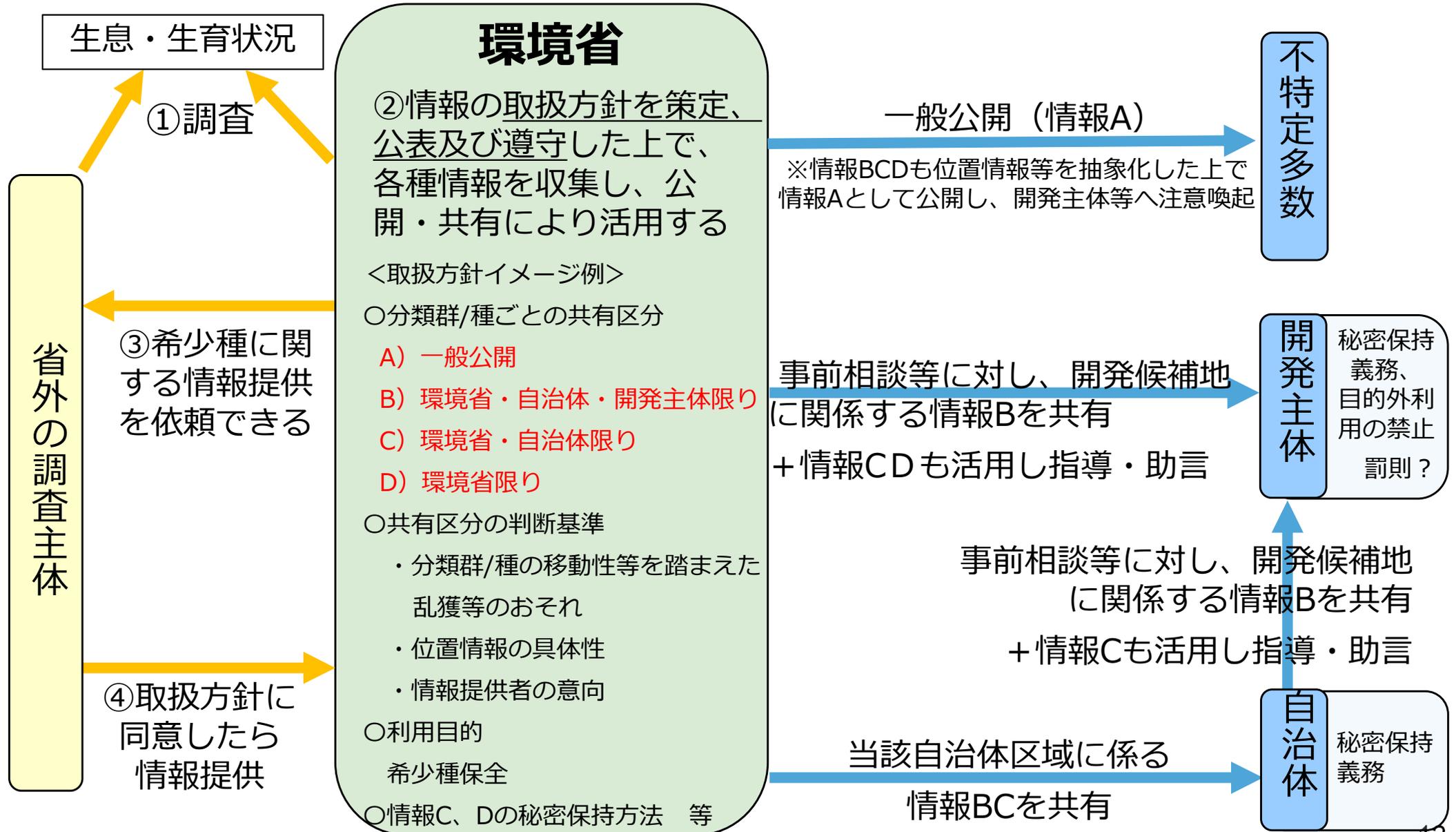
図：イヌワシの重要な生息地及び生息地（岩手県作成）

→ 上記を目指して、新たな枠組みを検討したい

希少種の生息・生育情報取扱い枠組イメージ

調査・情報集約

公開・共有による活用



4. 本日の論点

○希少種の生息・生育状況に関する情報収集を行う範囲をどのように考えるか。

- ・絶滅危惧種全種／国内希少野生動植物種／特に情報収集が必要な種 等

(参考) 環境省レッドリスト掲載種 > 絶滅危惧種 > 国内希少野生動植物種

○環境省が情報提供を受ける際に留意すべき点はあるか。

- ・情報提供を受ける際の留意点 (使用許諾の内容等)
- ・提供を受けた情報の保守管理上の留意点 (情報へのアクセス権限等)
- ・第三者への情報の公開又は提供時の留意点 (手続き、目的外利用の制限等) 等

○希少種保全に配慮しつつ、効果的な指導・助言を行う上で公開又は提供が必要な情報精度について、分類群ごとの特性などを踏まえてどのように考えるか。

- ・分類群/種の移動性等 例) 鳥類は移動性大、植物は移動性小 など
- ・位置情報の精度 例) 1kmメッシュ or 10kmメッシュ or 市町村単位 など
- ・主な調査主体の意向 例) 環境省のみ提供可、開発主体へも提供可 など

⇒分類群の特性等を踏まえて、一般公開する情報精度を設定。

その上で自治体・開発主体といった各主体における秘密保持、情報提供者の意向等を踏まえ、さらに精度の高い情報も提供可能としていく 等

著作権法では、著作物は、「(a)思想又は感情を (b)創作的に (c)表現したものであつて、(d)文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と定義されています。

(a) 「思想又は感情」を

「東京タワーの高さ：333メートル」といった「単なる事実やデータ」など（人の思想や感情を伴わないもの）が著作物から除かれます。

「編集著作物」と「データベースの著作物」

詩集、百科事典、新聞、雑誌のような「編集物」のうち、どのようなものを選択し、どのような順序で配列するかといった点について創作性があるものは、そこに収録されている個々の著作物とは別に、全体として「編集著作物」として保護されます（第12条）。したがって、編集物全体を利用する場合は、個々の著作物すべての著作権者の了解を得るとともに、編集著作物としての著作権者の了解も得なければなりません。このような編集物のうち、コンピュータで検索できるものを「データベースの著作物」といいます（第2条第1項第10号の3、第12条の2）。なお、編集著作物やデータベースの著作物の個々の素材が著作物の場合もあれば、単なるデータ等の場合もあります。

出典：著作権テキスト令和7年度版（文化庁著作権課）